

指定給水装置工事事業者制度 と各種届出事項

講 習 内 容

- 1 指定の更新制度
- 2 給水装置工事主任技術者
- 3 各種届出事項
- 4 事業の運営の基準
- 5 指定の取消し

(参考) 給水装置に関連した水道法関連規程

伊東市上下水道部水道課

指定の更新について

水道法第25条の3の2第1項 指定の更新

第16条の2第1項の指定は、**5年ごと**にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

【解説】

- 令和元年10月 1 日に改正水道法が施行
- 全ての指定事業者は、**5年**ごとに更新手続きが必要
- 更新の要件は、新規指定時の基準を準用

【更新の要件】水道法第25条の3（指定の基準）

- ① 給水装置工事主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための機械器具を有すること
- ③ 水道法25条の3に規定された欠格要件に該当しない者

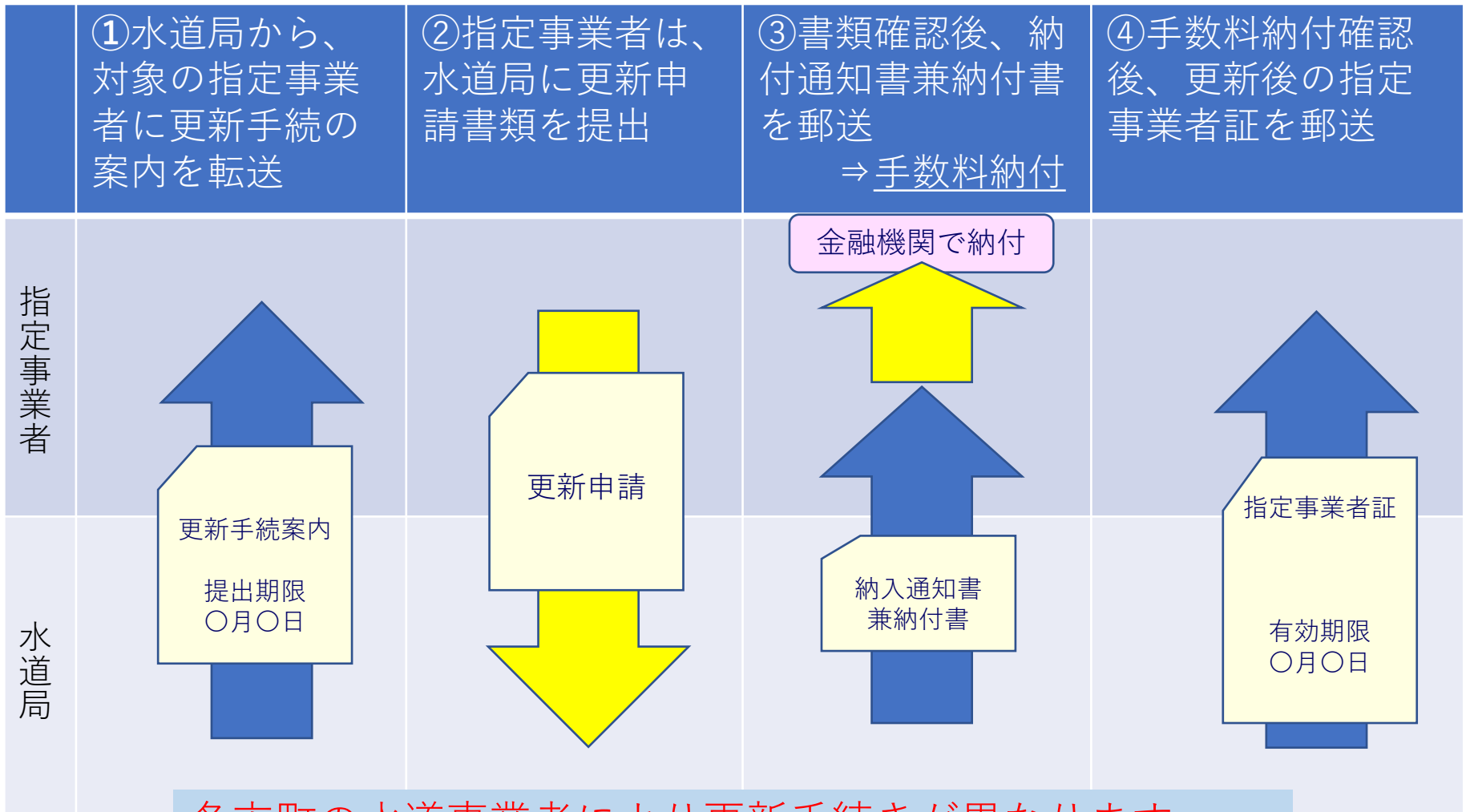
※変更がある場合は、別途申請が必要となります。

改正法後の指定の有効期間

【**改正法の施行後**に指定給水装置工事事業者の**指定を受けた事業者有効期間**】 → **5年間**



指定の更新手続き



各市町の水道事業者により更新手続きが異なります。
水道事業者の指示に従ってください。

更新時の確認事項

- 厚生労働省水道課長通知に基づき、適正に給水装置工事の事業を運営していることの確認
- 「公表可」と回答した業務内容（休日・営業時間。漏水等修繕対応の可否等）は、伊東市HPに掲載し、お客さまに情報提供することもあります。（各市町により掲載内容が違うことが考えられます。）

<更新時の確認事項>

- ① 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
- ② 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績
- ③ 指定給水装置工事事業者の業務内容
- ④ 給水装置工事施工に必要な技術者の従事状況

給水装置工事主任技術者の届出について

- 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、**給水装置工事主任技術者**を選任しなければならない。
- 給水装置工事主任技術者を選任又は解任したときは、**遅滞なく**、水道事業者届け出なければならない。
- 給水装置工事主任技術者が欠けたときは、**欠けた日から2週間以内**に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任は、**「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」**を提出
- 選任の場合は、**「給水装置工事主任技術者免状」の写し**又は**「給水装置工事主任技術者証」の写し**を添付
- 解任によって給水装置工事主任技術者が不在となり、2週間以内に選任できない場合は、新たに選任するまで、**「指定給水装置事業者休止届出書」**を提出

給水装置工事主任技術者の役割

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の調査、計画、施工、検査の一連の工事過程の全体について技術上の統括、管理を行う。

給水装置工事主任技術者の具体的な職務

－水道法第25条の4第3項、水道法施行規則第23条－

- ① 給水装置工事の**一連の過程における技術上の管理**
- ② 給水装置工事に**従事する者の技術上の指導監督**
- ③ **給水装置の構造・材質が基準に適合**しているかの確認
- ④ 給水装置工事に関する**水道事業者との連絡調整**



給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

指定事項の変更の届出について

< **変更**のあった日から **30日以内**に届出が必要>

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- ④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は免状の交付番号



「**指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書**」と添付書類（次ページのとおり）を提出

※変更の届出をしただけでは、変更後の「指定給水装置工事事業者証」は交付されないので、交付を希望する場合は、再交付の申請が必要。

各市町の水道事業者により異なります。
水道事業者の指示に従ってください。

変更の届出に必要な添付書類

変更事項		定款（財団法人は寄付行為）の写し	商号・法人登記の登記事項証明書	住民票	誓約書（水道法施行規則様式）	その他
氏名又は名称	法人	●	●			- 登記事項証明書及び住民票は、発行日から3か月以内のもの - 住民票は、個人番号の記載のないもの - 定款は、直近のもの
	個人			●		
住所	法人	●	●			
	個人			●		
代表者	法人	●	●		●	
役員	法人		●		●	
事業所の名称又は所在地	法人		▲			事業所の所在地が、登記事項証明書・住民票に記載のない場合は、賃貸借契約書又は公共料金支払証の写しを添付
	個人			▲		
主任技術者の氏名又は免状交付番号	法人					給水装置工事主任技術者免状又は給水装置工事主任技術者証の写しを添付
	個人					

各市町の水道事業者により異なります。
水道事業者の指示に従ってください。

廃止・休止・再開の届出について

< **廃止又は休止**の日から **30日以内**に届出が必要>

- ① 給水装置工事事業の廃止
- ② 給水装置工事事業の休止

< **再開**の日から **10日以内**に届出が必要>

- ③ 給水装置工事事業の再開（休止中からの再開）



「指定給水装置工事事業者 {廃止・休止・再開} 届出書」を提出

※廃止の場合は、**「指定給水装置工事事業者証」**（**原本**）を併せて返納

事業の運営の基準

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

＜事業の運営の基準＞－水道法施行規則 36条－

- ① 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名。
- ② **配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取り付け口から水道メーターまでの工事**を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう**適切に作業を行うことができる技能を有する者を配置**。
- ③ 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該**水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合**するように当該工事を施行。
- ④ 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために研修の機会を確保。
- ⑤ 構造材質基準に適合しない給水装置を設置しない。給水管及び給水用具の切断、加工、接合に適さない機械器具を使用しない。
- ⑥ 施行した給水装置工事の記録を作成し、**3年間保存**。

指定の取消し

水道事業者は、指定事業者が水道法第25条の11の各号のいずれかに該当するときは、指定を取消することができる。

＜指定の取消しとなる違反行為＞－水道法第25条の11－

- ① **指定の基準（水道法第25条の3）に適合しない。**
- ② 給水装置工事主任技術者を選任しない、選任・解任の届出をしない。
- ③ 指定事項の変更・廃止・休止・再開の届出をせず、又虚偽の届出をした。
- ④ **事業の運営の基準に従った適正な事業の運営をすることができない。**
- ⑤ 給水装置工事主任技術者の検査立会の求めに対し、正当な理由なく応じない。
- ⑥ 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、**正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出**をした。
- ⑦ 施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大である。
- ⑧ 不正の手段により指定を受けた。

指定の取消しを受けると、取消しの日から2年間、新たに指定を受けることができない。

違反行為の具体的な事例

- 無届工事、無断通水、メーターの不正使用、無許可で道路を掘削、使用等 ⇒水道法第25条の11第1号に該当（業務に関し不正又は不誠実な行為）
- 水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行 ⇒水道法第25条の11第4号に該当（事業の運営の基準に違反）
- 給水装置工事に関する資料の提出の際、虚偽の資料を提出 ⇒水道法第25条の11第6号に該当

※違反行為の内容が、給水装置工事主任技術者免状の返納命令の対象となり得る場合（法令に定める職務を行っていない場合）は、厚生労働省の通知に基づき、水道事業者から厚生労働省に報告する。

(参考)

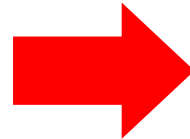
給水装置に関連した
水道法関連規程

水道法の目的

第1条

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、**清浄にして豊富低廉な水の供給**を図り、もって**公衆衛生の向上と生活環境の改善**とに寄与することを目的とする。

**清浄にして豊富低廉
な水の供給**



- **公衆衛生の向上**
- **生活環境の改善**

給水装置の構造及び材質の基準

水道法施行令第6条第1項

- 第1号 配水管への取付口的位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- 第2号 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 第3号 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 第4号 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 第5号 凍結、破壊、侵食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。

給水装置工事

第16条の2

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく**政令で定める基準に適合することを確保する**ため、当該水道事業者の給水区域において**給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定**をすることができる。

2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が**当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した**給水装置工事に係るものであることを**供給条件**とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が**当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは**、供給規程の定めるところにより、その者の**給水契約の申込みを拒み**、又はその者に対する**給水を停止**することができる。

ただし、**厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき**、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく**政令で定める基準に適合していることが確認された**ときはこの限りでない。

軽微な変更とは、単独水栓の取替および補修、ボールタップの故障修理、パッキン・コマ等の給水装置の末端に設置される給水用具部品の取替（配管を伴わないものに限る）である。

指定工事事業者関係規程指定の基準

第25条の3

水道事業者は第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも**適合していると認めるときは**、同項の**指定をしなければならない**。

- 一 事業者ごとに、次条第1項の規定により**給水装置工事主任技術者として選任**されることとなる者を置く者であること。
- 二 **厚生労働省令で定める機械器具**を有する者であること。

給水装置工事主任技術者

第25条の4

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、**第3項各号に掲げる職務をさせるため**、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、**給水装置工事主任技術者を選任**しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を**選任**したときは、**遅滞なく**、その旨を水道事業者に**届け出なければならない**。
これを解任したときも、同様とする。

3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる**職務を誠実に**行わなければならない。

(1)給水装置工事に関する**技術上の管理**

(2)給水装置工事に**従事する者の技術上の指導監督**

(3)給水装置工事に係わる**給水装置の構造及び材質**が第16条の規定に基づく**政令で定める基準に適合**していることの確認

(4)その他厚生労働省令で定める職務

4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者が**その職務として行う指導**に従わなければならない。

事業運営の基準

水道法 第25条の8

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業運営に関する基準は次に掲げるものとする。

- 一 **給水装置工事ごとに**、法第25条の4第1項の規定により**選任した給水装置工事主任技術者のうち**から、当該工事に関して法第25条の4第3項各項に掲げる職務を行う者を**指名**すること。

- 二 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。
- 四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

- イ 令第6条に規定する**基準に適合しない給水装置**を設置すること。
- ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に**適さない機械器具を使用**すること。

六 施工した**給水装置工事ごと**に、第1号の規定により指名した**給水装置主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成**させ、当該記録をその作成の日から**3年間保存**すること。

- イ 施主の氏名又は名称
- ロ 施行の場所
- ハ 施行完了月日
- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法25条の4第3項第3号の確認方法及びその結果

給水装置工事主任技術者の立会い

第25条の9

水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を**施行した指定給水装置工事事業者に対し**、当該給水装置を施行した事業所に係る**給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせる**ことを求めることができる。

指定の取消し

第25条の11

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 一 第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- 二 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- 三 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第25条の8に規定する給水装置工事事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 五 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大であるとき。
- 八 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。